

異体字と筆順と

佐藤稔

一 はじめに

平凡な日常生活において極めて常識的なこととして済まされていくことでも、一旦疑ってかかると、その「常識」が全く根柢のない盲信に基づくものであることが判明することがある。きちんとしたデータに基礎をおかない予測・予断とは、それだけ脆い性格を内に有していると感じておかなければならない。

文字に関する世界でも、一部で——特にそれは教育の場に著しいようであるが——大胆な言説が行なわれている反面、ひとたび懷疑の眼を向けると予想とは相反する事実が簇出する例が稀ではない。本稿は、そうした経験から、常識的予断を排すべき例の幾条かを提示しつつ、文字研究の上にいささかの寄与をなすべく試みるささやかな作業の一つである。

二 「燕沢の碑」の諸問題

まず最初に問題にする「燕沢つばさざわの碑」は、宮城県仙台市燕沢の善心寺境内に現存する弘安五年の年号の見られる、一名「蒙古の碑」ともよばれる石碑である。模写して図示する如く(図1)、異様とも

評し得べき文字が過半を占めており、碑文の内容も十分理解できるものとは言い難い。

その碑面の特徴を挙げる

と、第一に、普段使用しないような特殊な字形を多用していることが指摘される。中には、いつのよでも常用したと見られる文字も混っているけれども、全体としての印象が異体字による奇観にあることは否めない事実である。

ここに若干の問題が存すると考えられる。その一つは、何故このように奇異な印象を与えるまでに、我々から見て普通でない字形を、専心用いたのかという点である。これに付随して、この碑のような類例がほかに数多く存在するかどうかということも気にかかるが、この点は、今のところ十分な情報がないとしなければならぬ。

普通でない字形を知って使用しているということは、ある程度努力して態々その字形を覚えたということである。一般の日常生活では、当時の世間で常用している字形を用いていれば事足りたであ

夫目ノ直宜弁討

ノ豆益斗効凡入

止判由砥弔止憲

元斎危乍後殞矣

弘安第五元本元仲秋本秋後里末清俊謹啓

うが、その枠から一步出た字形の習得には、それなりの努力を要したものと想像される。したがって、この碑文を撰した人物は、それなりに、こうした文字を意図的にどこから学びとり、蒐集していたであろうと推測される。そうして彫まれた碑文が世人の眼に触れた時、当時の人々もまた、我々同様、普通でないものを感じそれに注目したことであろう。少なくとも、碑をものした当人はそのように注目されることを期待していたものと見られる。

ところで、後にも触れるところがあるが、この碑が弘安五年のものであることを疑う立場がある。それによれば、実際には恐らく江戸時代中期あたりにつくられたものではないかということになる。碑面に銜字性を感じる者から見れば、そうした疑いの生ずるのも尤もなことである。そこで、異体字研究資料もやや豊富になる元禄期に、仮に照準を合わせて、碑面の文字と比較的一致度が高い二種の資料——『増続大広益会玉篇大全』および『異体字弁』——とを重ね合わせてみると、次の表の如くなる(表1)。

結果はと言えば、まずまずではあるけれども、このような比較的一致度の高い異体字資料を並べて見ても、碑面の文字を完全に包含するものではないのである。元禄という時代に照準を合わせてもこの程度であることから、それが弘安年間につくられたということになると、大きな驚異であることは勿論であるが、一方でその事実には疑いを挿みたくないのであるが、「常識的な態度」というものかも知れない。もし疑わないのであれば、「燕沢の碑」を弘安年間に「みちのく」という辺陲の地で撰した人物は相当立派な学力——漢字力——を有した「学者」であったと結論づけることになるのではあるまいか。そうすると、それほどの人物が何故その時期に僻陲の地燕沢に態々このような碑を建立しなければならなかったのかという新たな疑問が生じ、かえって謎は解けそうにない。

〈表1〉

又	夂	夂	夂	益	豆	夂	夂	夂	宜	直	ノ	目	夫	
又	夂	夂	夂	益	豆	夂	夂	夂	(略)	(略)	ノ	目	夫	会編全 異体字弁
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
矣	殞	後	夂	危	夂	元	夂	止	弔	砥	山	刊	止	
(略)	殞	(略)	夂	危	夂	(略)	夂	止	(略)	(略)	山	刊	止	会編全 異体字弁

・印はその字形を欠くもの。□印は類似の字形ながら全同ではないもの。

〈表2〉

又	夂	夂	夂	益	豆	夂	夂	夂	宜	直	ノ	目	夫	
又	夂	夂	夂	益	豆	夂	夂	夂	(略)	(略)	ノ	目	夫	会編全 類聚義抄
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
矣	殞	後	夂	危	夂	元	夂	止	弔	砥	山	刊	止	
(略)	殞	(略)	夂	危	夂	(略)	夂	止	(略)	(略)	山	刊	止	会編全 類聚義抄

・印はその字形を欠くもの。□印は類似の字形ながら全同ではないもの。

ところで、溯って、『龍龕手鑑』および観智院本『類聚名義抄』で、碑面の文字を検討すると、江戸時代の異体字資料で得た結果とほぼ近似する結果が得られる(表2)。
したがって、単純に『異体字に関する情報は、時代の下った集成的資料の方が質量ともに優り有益である』とは言いきれないのである。この碑の如き成立年時が疑われるものについては、むしろ時代の隔った資料をも併用すべきであろう。例えば、「豆」「夂」などは、表2の資料では見いだせないが、表1では既に見ることが

できる。碑面は、おそらく、元禄以前の「豆」「の」「」などを登録してある資料に基づいてものされたであろうところまでは、辿り着くことができる。

「燕沢の碑」は、さらにもう一つの点で重要な特色を示している。すなわち、この石碑は筆順を忠実に碑面に反映させているのである。筆順を辿ることは難しいことではなく、砂浜で砂に文字を書く場合にも、これと全く同じ方法で知り得ることなのである。つまり、最初に引いた線は次に引いた線と交叉すると分断される。このことを利用して、分断されている線が先に書かれたもの、繋っているものが後に書かれたものと判断するわけである。

こうした特色を有する石碑がいつ、どこに、どのような人々によって建立されたかという点が新たな疑問として浮びあがってくるが、これについても調べがつかないと言わなければならぬ。ただ、この碑のある善応寺境内の、供養碑のいくつかには同様の彫り方のものが認められ、その製作年代は「燕沢の碑」が土中から発見され掘り起された享保の前後約五十年あたりを中心としている。実は、ここにも、弘安五年を否定する江戸時代偽作説が提出される要素が存在すると考えられる。当面、偽作か否かについて筆順のわかる彫り方という面から検討する場合、(A)そうした様式の碑の存在がある時期に集中して見られるかどうか (B)その存在がある地方・区域に偏っているかどうか、この時代と方処についての調査を俟って論ずべきものであろう。ところが、実際には、調べが緒につかないうちに、ひとり偽作説だけが先走り云為されているのである。文字を対象とした研究的當為の、基本的調査を忽せにしたまま大胆な発言のみが先行する傾きが、こうしたところに露わになるといふのでなければ幸いである。

三 筆順を窺う手懸り——資料各種瞥見——

「筆順の存在意義」などと大上段に構えるつもりはないけれども、それらしいものを常識的な線で挙げるとしたら、おおよそ、次のようなことに尽きるのであるまいか。すなわち、文字を書き記すにあたって、ある順序に従って筆を運ぶと、《比較的整然とした字形を速やかにかたちづくることができ、その結果、他の字母との識別も容易で誤読される虞れが少ないこと》である。言わば、能率のよさに価値を認めるものである。

能率よく文字を形成するとは言うものの、現実の書記生活では、字形実現のために用いる道具にもさまざまなものがあり、文字が記しつけられる側の素材・材質もまた多岐にわたっている。毛筆を用いて紙に文字を記す場合のほか、小刀で板に彫る場合、鑿うで金属を鑿刻する場合、鑿うで石に刻む場合等々、種々のケースが考えられるが、それらの間で、同一字形が同じ筆順によって実現されることで同等の能率のよさを確保できるものなのであろうか。用具と素材・材質との兼合いで、それぞれに実現し易い順序があり得たと考えることは許されないであろうか。このような疑問に答えるためには、過去の實際例をいちいち掘り起し、自らの手で検討してみる以外に道はない。この方面に関する常識なるものがまだ提示されない状態にあるのである。と言うのも、筆順を論ずる従来の姿勢の重点が、かかって書写上の規範規となるものを求めることに置かれていたと見られるうえに、各種の資料に観察される実態について具体的な指摘を殆ど残してくれていないためである。

そこで、さしあたり、各種の文字資料に反映した字形実現の順序（筆順）の一斑を例示しつつ、多様な書記行為の中の筆順の性格の一面を素描してみることにする。

筆順を知る手懸りは如何にして得られるか、この点が最初に当面する問題である。毛筆で記された文字の場合には、その一画一画の筆勢、ハライやハネなどの方向、続き具合などを辿ることにより、一応の見当がつく。金石文などにも毛筆書の風韻を漂わしているものがあり、右に準じて扱うことのできる場合がある。しかし、場合によっては、必ずしも如上の筆勢を窺えるものばかりではないので、別の手懸りによらなければならない。その場合に想起すべきものが「燕沢の碑」の碑面なのである。今、対象を上代の文字資料に限定して述べると、石碑には、このような例について、管見の限りでは一例も指摘することができないでいる。しかし、それ以外の資料には、この方式で筆順を辿り得る例を若干ながら挙げることができものがある。

鑿によつて金属を鑲刻して文字を記したの中から筆順を辿り得る例を挙げてみる(図2)。



〈図2〉

ここで注目しなければならないのは、(2)と(3)の「代」字に認められる相違——あの横棒と斜めの線の鑿の打ち順の差——である。同一の字形において、筆順が異なっているのである。この相違を如何に説明することができるであろうか。一応、考え得ることは、①筆順の時代差の反映 ②鑿の打ち手の、他の識字層とのギャップの露頭 ③材質の粗密・不均衡による難易が及ぼした作業順序の一時的な変更 などであるが、いずれにせよ、このままでは解釈のわかれらるまま、決め手を見いだすところまでは進み得ない。

ところで、現代通行の一般的な筆順と異なる(2)の如き例は、限ら

れた範囲で調べてみただけでも、必ずしも稀なものではなさそうである。便宜、「教育漢字」の筆順について一般的な目安を提示したとされる『筆順指導の手びき』(文部省)に見える筆順と異なる例をあらあら列挙してみると次の如くである(図3)。

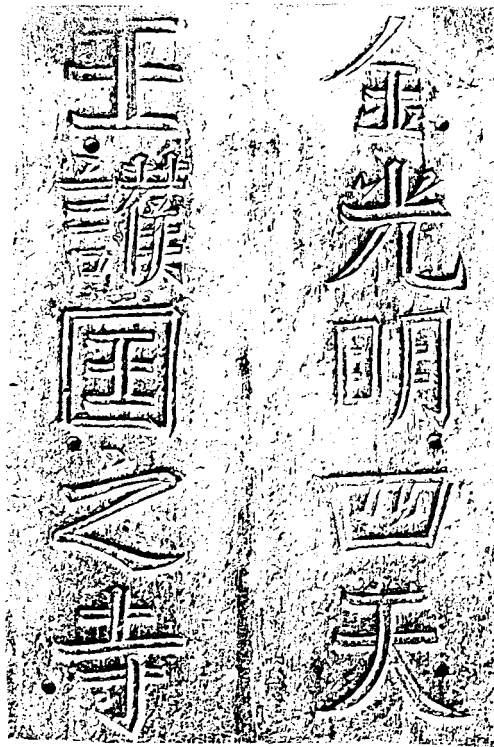
- 〈天〉 (一) ↓ 丁 ↓ 子 ↓ 天) 小野毛人墓誌
- 〈成〉 (一) ↓ 八 ↓ 成 ↓ 成) 下道國勝國御女夫人骨蔵器
- 〈村〉 (木) ↓ 村 ↓ 村 ↓ 村) 威奈木村骨蔵器
- 〈事〉 (一) ↓ 一 ↓ 事 ↓ 事) 美努岡萬墓誌
- 〈王〉 (一) ↓ 一 ↓ 王 ↓ 王) 法隆寺銅板逆像記
- 〈師〉 (目) ↓ 師 ↓ 師 ↓ 師) 僧道兼墓誌
- 〈素〉 (一) ↓ 一 ↓ 素 ↓ 素) 同右
- 〈孫〉 (一) ↓ 一 ↓ 孫 ↓ 孫) 同右
- 〈教〉 (ナ) ↓ 一 ↓ 教 ↓ 教) 野中寺赤勒菩薩摩訶坐像銘
- 〈生〉 (一) ↓ 一 ↓ 生 ↓ 生) 同右
- 〈寺〉 (一) ↓ 一 ↓ 寺 ↓ 寺) 同右
- 〈皇〉 (白) ↓ 皇 ↓ 皇 ↓ 皇) 同右・美努岡萬墓誌

〈図3〉

これらは、どちらかと言えば「異例」の側に属するものではあるが、そうした異例が比較的目につくというのが鑲刻された文字に窺える特色ということになるか。とは言え、そのことが直ちに、材質の粗密・不均衡によつて彫りにくさが生じて筆順を変えざるを得なかったという見方にのみ結びつくものかどうか、疑いの存するところである。したがって、これらの例が存在する事実に対する解釈を唯一確実なものに絞ることの困難である点は、先に挙げた「代」字の場合と同じと言ってよい。

いまひとつ、彫りつけられた文字の例として、木額のそれを挙げよう。

聖武の皇の額字と伝えられる東大寺の木額「四天王護国之寺」(図4)を見ると、「四」(天)「護」(之)「寺」字については、現代通行の筆順と何ら異なるところがないと見られるのであるが、「王」(国)二字では、それが異なっている。「王」の部分を見視するとともに、第二画が中央の横画で、第三画に縦棒を引いていると理解できるのである。



〈図4〉

同様に現行の筆順と異なる例が唐招提寺の額字「唐招提寺」の「招」(提)二字の手偏の部分にも見いだすことができる。

これらの例についても、先に述べた斬ぎで打った文字の場合と同様、材質等の事情から彫り易さを求めて筆順を一時的に変更したものではないかとか、書き手の筆順そのものではなくあまり高度の識字層でない彫り工の筆順であろうとか、当時通行し得た筆順のひとつが

顕現したものであるとか、生み出される解釈は、これまた、ひとつにとどまらない。現在のところ、確実な解釈と呼び得るものはないと言うべきであろうか。

なお一言、奈良時代の遺物の存否については知るところがないが、「瓦経」と呼ばれるものにも筆順を知る手懸りが存する。原理は先述の「砂の字」と変わらない。瓦経とは、要するに、瓦に経文を彫ったものであるが、粘土に釘のような道具で文字を記したのを焼き固めて後世に伝えようとの意図に発しているものの如くである。実際に目睹し得たものは、わずかに、東京国立博物館所蔵の平安時代の瓦経のみに過ぎないが、そのわずかな遺品の中に、現行の筆順と相違している例が思いのほか多いのに驚かされるのである(図5参照)。

・伊勢国小町塚経塚出土瓦経(大日経巻四)

屈 (尸 ↓ 尸 ↓ 屈 ↓ 屈)

・安養寺経塚(岡山県出土瓦経)(法華経序品・般若心経)

住 (イ ↓ 住 ↓ 住 ↓ 住)

王 (一 ↓ 二 ↓ 三 ↓ 王)

舍 (へ ↓ 全 ↓ 全 ↓ 舍)

闕 (門 ↓ 闕 ↓ 闕 ↓ 闕)

岨 (山 ↓ 尸 ↓ 岨 ↓ 岨 ↓ 岨)

諸 (言 ↓ 許 ↓ 許 ↓ 諸)

結 (糸 ↓ 紆 ↓ 紆 ↓ 結)

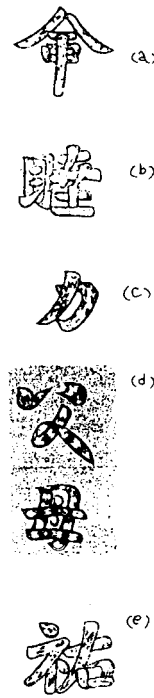
法 (灬 ↓ 灬 ↓ 灬 ↓ 法)

〈図5〉

瓦経は粘土に彫りつけた文字の例であるとは言え、どちらかと言

えば、筆で紙に記すのに近い作業のように思われるが、そうした性格のものに、これだけ「癖」のある筆順が見いだされる点、注目される。将来、各種の文字資料について筆順の実態が詳しく知らされるようになれば、この「癖」が如何なる事実を反映しているものか、明らかにできるのではないかと期待される。

彫られた文字に対して、別に、縁どりを施した装飾的な文字というものもある。その例として、光明皇后の作と伝えられる「鳥毛帖成文書屏風」の文字を示す(図6)。



〈図6〉

その中で、(d)の「又」字の縁どりの順序を見ると、現行の一般的な筆順に照らして、少し異様であると言える。最初、横から縦へ進む(丁)、次に縦から横へ進む(上)、次いで、中に二つの点を入れ、最後に、中央の横棒を貫くという順序になっていると理解されるからである。また、(e)の「祐」字の「右」の部分の順序は、現代の我々が「左」字を書く際の筆順の方に一致している。こうした例の存在についても、先に触れた如き様々な解釈を生む可能性があると言い得るのである。

以上、紙以外のものに記された各種の文字資料によって、そこに見られる筆順の一面を垣間見た。こうした類例は、平素心懸けて探し求めるならば、ほかにもかなり見いだせるものであろうと予想される。今後は、そうした文字資料の蒐集・蓄積によって、事例に対する解釈の確実性を高めて行くことが課題となる。ただ、今のところ、それら各種資料に見られる筆順と紙に書く場合のそれとを全く

同例に扱ってしまふには問題がある感触を抱くにとどまる。その感じ方が理に適ったものか否かは、今後あわせて検証されるべき課題である。

結局、「紙筆」を中心とする筆順観によっては、これまで一瞥した類の筆順は、十全な筆順資料としての吟味・解釈がなされないものとして、慎重に別格扱いをするのが「常識的な対処」であると言えよう。確かに、自然に筆順が辿れるような書き方の毛筆による文字資料や、運筆について何らかの内省なり示唆なりを書き留めている文献(字書その他)などに依存するのが無難であることは否定できない。それでは、今まで触れてきたような一群の資料は、もはや、一般的な紙筆中心の筆順に対して、何ら寄与するところがないものとしてよいであろうか。場合によっては、一顧の価値のあること、これについては、節を改めたところで触れることがあるとだけ述べておこう。

四 「大」字の筆順

筆順は書記するその人その人にとっての「書き易さ」という点で、個人的な便宜に関わる性格を有している。その一方で、その順序が個人の枠を超えて、社会的な規範として固定化し普及して行く面をも併せもっている。こうした二面を具有する筆順について、「大」字を例にとり眺めてみることにする。ここで特に「大」字を例としてとりあげるのは、「大」字、「朝臣」等の形で古くから比較的多用される文字であること、また、異体字が用いられることが極めて稀であること、さらに、対立する筆順の種類も実際には二つか三つほどに限られており、モデルとして扱うのに好適であることなどの理由による。

まず、時代を降らせて、『異体字弁』『好異門』に示されている

姿から紹介しよう。これによると、「六画」「起横」として出ていること、すなわち、(1)運筆の画数が示され、(2)起筆が明示されているという二点、それに加えて、終筆が縦から横へ連続し角が丸くなっている。これで「臣」字の筆順は十二分に示されていると見てよい。全体としては「区」字などを書く要領と同じであることを否定なしに納得させられるのである。

これと同じ筆順を『正楷字覽』では、全体の画数を示した上で、起筆を含む五画と、終画とを分解して示している。

これらの如く起筆・終画を明示しなくとも、六画として把握している場合は、一応、右に示した筆順と同じであると考えてよきそうである。そうしてみると、漢和字典の殆どものは「臣」字を六画としていることから、恐らく、『異体字弁』や『正楷字覽』の示す筆順と同一のものを採用していたものではないかと考えられるのである。勿論、中国側の部首別画引字書の代表とされる『字彙』『正字通』『康熙字典』等に「臣」字を六画と数えているのであるから、漢和字典に六画字として扱っている事実も、単なる筆順の反映とだけ見做してよいものではないであろう。中国側の字書の体裁に範をとり、それを模倣した面のある点、大いに認めなければならぬものと思われる。ただ、この「臣」字の場合には、いまひとつ、注目すべき点があるのである。それは、『字彙』の首巻に「運筆」という一項が設けられていて、次の如くある点である。

臣 先五次 若先一次 不侔於篆

これは『説文解字』の篆文に規範を求めて、横画から書きはじめるように指示しているものである。すなわち、『字彙』の採った行き方は、当時どれほど『説文』の権威が偉大であったかその詳しいことは知らないとしても、先行の字書『説文』を拠り所とする方法であったと認められる。その規範を篆文とすることにについては、実のところ、『紙筆』中心の時代の筆順において正当な行き方であった

か否か、甚だ疑わしい面があると言わなければならない。再び「字彙」の説明に目を向けると、篆文の筆順とは一致しない縦画を起筆とする書き方(七画)が存在していたことがわかる。それも、態々、『若先一次 不侔於篆』と述べていることによって、現実には無視できないほどに行なわれていたものであるかと推測できるほどに、である。

『字彙』が篆文を一つの規範として認めたとしても、『説文』から『字彙』までには大きな時間の隔りがあり、その間の動きに一顧も与えないのは片手落ちであると言わなければならぬ。言うまでもなく、本稿は、中国における実態そのものの明示を課題としているわけではないのであるから、当面、一応の便宜として、『書道大字典』等の集字資料によって、その概略を記すにとどめるが、これによってもその一斑は十分窺うことができるかと考えて不都合はなさそうである。

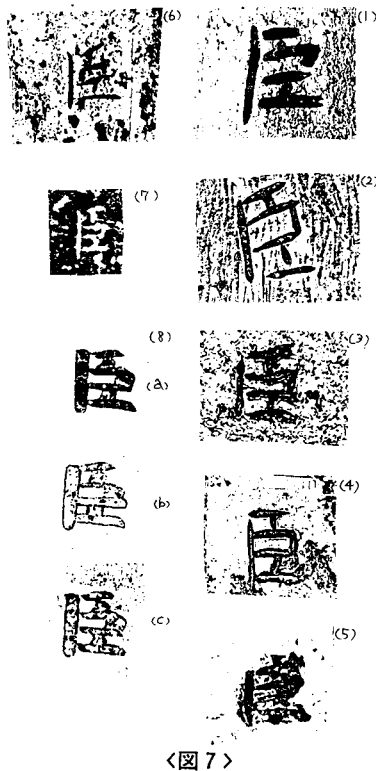
それによると、「臣」字の筆順のタイプは一応、次のような変遷の途を辿ったものと見られる。すなわち、(一)最も古いものは『説文』の篆文に類するもので、外郭部分を丸く一筆で仕上げているものである。「泰山刻石」「瑯邪台刻石」「嶧山刻石」「正始石經」などがその例である。(二)次に、その外郭を二筆とし、『起横(六画)』とするものが続く。その例としては、「郝閣頌」「北海相景君銘」「妃李氏墓誌」「侯太妃造像」等の漢代から北魏にかけての碑誌が挙げられる。(三)また、外郭を「工」字の部首に従う字形のもの(七画)が、漢代を中心とする隸書資料の中に見いだされる。例えば、「史晨碑」「魯峻碑」「曹全碑」「熹平石經」「乙瑛碑」「正始石經」等がそれである。(四)それらに比較して新しい勢力として抬頭したものが、『七画起縦』の字形であると認められる。それは、魏の鍾繇、齊の王僧虔、陳の智永、晋の王廙などの書をはじめ、「元緒墓誌」「元熙墓誌」「元鑑墓誌」「石婉墓誌」「孟顛達碑」「九成宮

碑」「孔子廟堂碑」「雁塔聖教序」「房玄齡碑」「昭仁寺碑」「泉男生墓誌」「玄秘塔碑」「兒寬贊」「自書告身(顏真卿)」「史事帖」「李勣碑」「李思訓碑」等、六朝・隋・唐の碑誌・法帖は枚挙に遑ないほどである。集字資料から知ることができる点は、外郭を一筆で済ます篆文式の筆順から、それを二筆乃至三筆に分ける形式が生じ、その時期が隸書の盛行時と重なっていること、七画起縦の抬頭が、ほぼ楷書の完成期に合致していることである。書道史を見わたしつつ、書写・習書に便ならしめるという性格の集字資料では、時代の下降したのものについては手薄で、この後、さらに新たな字形・筆順の動きが生じたか否か十分知ることができない。ただ、漠然とながら、〈臣〉字の草書・行書の運筆は、唐代の楷書のそれにほぼ倣ったものようではある。

以上によって、『字彙』が規範の形で示そうとした〈臣〉字の筆順を、規範として鵜呑みにするには問題のあることが明白になったわけであるが、同様に、日本で、『異体字弁』等の字書の行き方が、何を物語っているものであるかを検討する必要があると生じてくるのである。

日本の事例について、上代の文字資料を中心として眺めてみて、結論から言えば、『字彙』が排斥した筆順が根強く勢力を張っていたと認められる。今まで調べた限りでは、上代の金石文中には先に見た(一)の如き字形はひとつとして見いだせない。また(二)に類するものも確実な例が乏しいと言わなければならない。それとらしい例として挙げ得るのは、わずかに、『辛亥年観音像銘』に見える二字であるが、これは(四)の字形一例と併存している。なお、『上毛山上碑』(六八二年)の文字も(二)に属するものではないかと疑われるのであるが、碑面が摩滅していて、実見しても確かめ得ない。(三)の例として挙げ得るのは、管見の限りでは、『大宝積経卷第四十六(跋語)』(七四〇年)中に見える一例である。調査を徹底させて進めれば、

あるいは、さらに多くの例を得られようかという程度である。最も一般的な字形・筆順と見られるのは、言うまでもなく(四)のそれである。この点は、前節において、筆順資料として必ずしも十全なものたり得ないものと見られた諸資料によっても、積極的に裏付けることができるのである。その理由は、後に図示する如く(図7)、殆どの例が縦画において一筆で切れていることが判然としており、横画とはスムーズに繋がっていないのである。



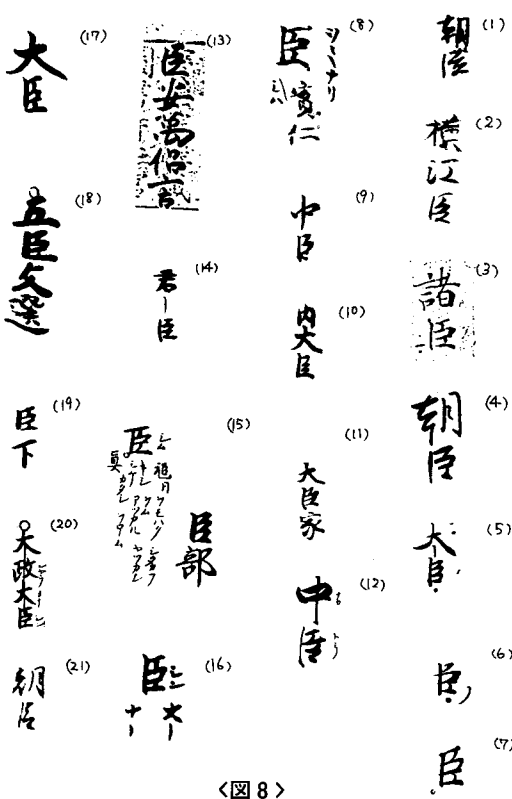
〈図7〉

要するに、『微細な字形の差異が筆順の相違を反映している』のである。したがって、その筆順の理解に当っては、こうした諸資料における微細な字形の認定をも援用することが可能であると考えられるのである。

なお、先の図7によって知られる(四)の筆順を示す例を、いまま少し資料を加えて列挙してみると、『法隆寺金堂釈迦仏造像記』(六二三年)、『法隆寺戊子年釈迦仏造像記』(六二八年)、『御野国味蜂郡春部里戸籍』(七〇二年)、『多胡碑』(七一年)、『栗原寺伏鉢銘』(七二五年)、『仏説弥勒上生活経(跋語)』(七三八年)、『小品経卷第四(跋語)』(七四〇年)、『出曜経卷第八(跋語)』(七四〇

年)「近江国司解」(七四六年)「平田寺勅書」(七四九年)「東大寺献物帳 屏風花氎等帳」(七五六年)「同 国家珍宝等帳」(七五六年)「同 種々薬帳」(七五六年)「造寺司所請」(七五七年)「中務卿宣命」(七五七年)「東大寺献物帳 大小王真跡帳」(七五八年)「大毘盧遮那成仏経卷第一(跋語)」(七六六年)「大学寮宿直木簡」(七七〇年)「太政官符」(七七二年)「校生貢進文」(七七三年)など、手近な資料集(複製・写真その他)によってだけでなく、たちどころに数え上げることができるのである。

日本の古い時期における「臣」字は、起筆が縦の七画構成の字形が圧倒的な優位を保っていたと考えて支障なからう。それは右に挙げた諸例が証する通りである。下って、それ以後の実態は如何ということになるが、今は手元の影印・複製類から数例を無作為に抽出して示すにとどめる(図8)。



〈図8〉

僅かばかりの例示では、全体を見通すには危険であること、贅言を要しない。しかし、管見の範囲では、ここに示した例以外の資料からも同様な結果しか得られないのである。

結局、「異体字弁」「正楷字覧」に示す如き「起横六画」の「臣」字は、前代に皆無ではなかったにしても、在来の生きた筆順の実勢を伝えたものと見ることができないと言わねばならぬであろう。それらは、「字彙」など中国側の部首別画引字書から学んだ新しい情報(注)をすばやく採り入れた「成果」と見なければならぬであろう。世の中一般に普通に行なわれている筆順をよそに、学問の世界において、字書を中心に据えた、新たな、しかし篆文の古さにまで復するような筆順観が抬頭する動きのあつた時代を、ここで改めて認識する必要がある。

世の多くが「規範」とするものに従っていれば、それは文字通りに規範として遇されてよい。しかし、規範とするものに、世の大多数が背を向けているようであれば、それはもはや規範としての意味も力も失なつたものと見なければならぬ。

「異体字弁」や「正楷字覧」の示した「臣」字の筆順・字形は、結局のところ、後世にさしたる影響を与えなかつたのではないかと疑われる。勿論、漢和字典の部首の画数が「六画」とされている点に、画引字書の伝統——拘束力——を認めなければならない。しかし、「康熙字典」の部首排列とは袂を分かつた新しい試みの漢和辞典(長沢規矩也「明解漢和辞典」など)や、実際の教育の場を裨益する目的で編まれた「筆順指導の手びき」では、七画と勘定しているのである。このことは、実際の書記生活における筆順の伝統と、画引字書の部首排列の伝統とが、「臣」字に関する限り、齟齬していたことを物語っているものと理解される。多くの漢和字典が、「康熙字典」等に倣つて、「臣」字を当然の如く六画字として掲出しているけれども、それは、もはや、筆順の概念を捨て去つて、見事に形骸化した

姿を示していると言つてよからう。

五 付けたり へ臣ゝ字の異体字

へ臣ゝ字の筆順と微細な字形差とについて触れた行き懸りから、いまひとつ、へ臣ゝ字の異体字について述べておきたい。

あらかじめ異体の文字を知らない場合には、『異体字弁』の「好異門」によるのが、まず何よりも便利である。また、異体字であろうと見当がつけられ、しかもそれが何という文字の異体かが分明でなかつたり、「通」「古」「同」など、いずれに属する種類の異体字かを知りたい場合には、同書の「帰正門」に頼るのが、一般に奨められるやり方である。「好異門」では、例えば、へ地ゝならばへ地に如何なる異体字が存在するかを、「地」の画数・起筆の箇所に、網羅して示す編纂方法がとられているし、一方の「帰正門」は、異体字の画数・起筆の側から検索する仕組みになっているのである。

へ臣ゝ字を『異体字弁』「好異門」によつてひくと、「忠義」のへ忠ゝの上に横棒を一本加えた形が示されている。これを同書の「帰正門」で検すると「古臣」とある。異体字の性格としては「古体」としたわけである。これが『異体字弁』で説明するすべてである。

目を転じて、朝鮮本『龍龕手鑑』を検すると、この異体字には

音臣、玉篇云、武后所制
 という注記が見える。すなわち、所謂「則天文字」の一つであることを示しているのである。『龍龕手鑑』にも、「古」「正」「同」等の注記が存するところからすれば、ここの注記はいかにも「新字」あるいはそれに近いものを表現していると考えられる。「古」「正」「同」等の注記は『龍龕手鑑』の成立時期と密接な関わりをもつものであるが、件の注記そのものに関して言えば、『古逸叢書』所収本のそこには見られないものである。したがつて、このような注

記を積極的に活用しようという場合には、まず注記そのものの性格・限界を見極めてかからないと、「新」「古」の具体的な意味が、思わぬところで取り違えられる怖れがあるのである。

ところで、この所謂則天文字を書き残した日本側の文献の一つとして、小川本『新訳華嚴経音義私記』が名高いが、それによると、へ臣ゝ字の異体字はへ一ゝを書いた下にへ虫ゝまたその下にへ心ゝを書いた形でも示されている。これは、先に挙げた二書とは異なる形である。『則天文字には変種がある』ということは聞き及ばない。そこでまず諺字であろうと考えられるが、念のため、実際に使用した例を確かめると、御物『王勃詩序』（慶雲四年）に『異体字弁』等の示す形の方が使用されていることが知られる。中国における碑誌での使用例も『別体字類』その他を手懸りとして知ることができ。その結果、へ一ゝとへ忠ゝを組み合わせた字形が、則天文字としては一応正しいものと考えられる。『新訳華嚴経音義私記』に記されたへ臣ゝ字の異体字「思」は、孤立的な諺字である疑いが濃厚である。そのこと自体はさして変哲のないことではあるが、『異体字弁』に挙げる異体字にのみ関心を抱くことで事が足りないことだけは銘記するに値するものであろう。異体字は正しい異体字ばかりが存在するのではない。諺字という思わざる過誤や無知その他によつて生み出される異体字の異体もまた厳然と存しているのである。

在来の、異体字を集成したとされる資料の中には、こうした性格の異体字の収録を欠いているもの少なしとしない。『異体字弁』もその例に洩れないのである。生きた文字生活の歴史記述のためには、今後、諺字とでも、何かを語る資として利用されるべきであらう。

なお一言、「則天文字」という名に拘泥するあまり、その字形がそのまま武則天が新規に創出したと考えるのは早計である。尤も、これは「常識」に属することであるかも知れないが、いま、段玉裁の『説文解字注』に説くところを紹介して蛇足とする。

植鄰切 十二部 按論語音義 恵 植鄰切 古臣字 陸時
武后字未出也 武后壑 恵二字 見戦国策 六朝俗字也

注1 藤塚知明『燕沢碑考證』（天明三年頃刊）によれば、

夫以人直宜 從道人正益舉 教云刈丘斷 函砥 弔亡魂 元前死 次後 殞矣

弘安第五天 玄默敦牂 仲秋彼岸里末清俊謹拜
と解説しているが、十全とは言い難い。

注2 昭和五十四年十月の国語学会公開講演における林大氏の講話中に紹介。
なお、本稿はこの御講演を拝聴したのを契機としている。

注3 毛利貞齋編、元禄四年の凡例。

注4 中根元圭編、元禄五年の序。

注5 (遼)行均撰、九九七年成立。『増広龍龕手鑑』（朝鮮本）は一四七
二年頃刊。

注6 宇田容（深林）編、天保五年刊。

注7 同じ趣旨の指摘は、すでに、杉本つとむ『異体字とは何か』（昭和五
十三年、桜楓社刊）の第五章「異体字研究資料の考察」に見えている。

なお、本稿では中国の字書について、福田襄之介『中国字書史の研究』
（昭和五十四年、明治書院刊）の恩恵を蒙った。

注8 当該書には「恵」一例、「恵」三例が見える。

【図版説明】

図2 (1) 美努岡萬墓誌

(2) 伊福吉部徳足比売骨蔵器

(3) 石川年足墓誌

(4) 小野毛人墓誌

図7 (2) 下道園勝因依母夫人骨蔵器

(3) 伊福吉部徳足比売骨蔵器

(4) 美努岡萬墓誌

図8

- (5) 小治田安万侶墓誌
- (6) 石川年足墓誌
- (7) 多賀城碑
- (8) (a) 鳥毛帖成文書屏風
(b) 天正十七年大膳職解
(c) 来迎院本日本靈異記
- (2) 岩崎本日本書紀卷第二十四
- (3) 楊守敬旧藏本将門記
- (4) 東北大学本史記孝文本紀
- (5) 神田本白氏文集卷第三
- (6) 神田本白氏文集卷第四
- (7) 法華経单字
- (8) 吉田本古語拾遺
- (9) 薬師寺縁起
- (10) 古今歌合卷第十一
- (11) 東松本大鏡第一
- (12) 真福寺本古事記
- (13) 毛詩郭箋第一
- (14) 白河本字鏡
- (15) 尊経閣文庫本世俗字類抄
- (16) 大東急記念文庫本和名類聚抄
- (17) 名数語彙
- (18) 大東急記念文庫本金榜集
- (19) 天正十七年本運歩色葉集
- (20) 狩谷権斎手校本掌中歴
- (21)

以上、図版として用いたものは、すべて、世上に流布している複製なら
びに影印本・写真集等によっている。そのいちいちについては煩を避けて
記さないが、その恩恵に深く感謝するものである。